

昭和49年

8月28日発行

発行・秋田県天王町役場 TEL (018878) 2211~4
編集・企画室 印刷・一日市印刷 (018875) 2038



新しいふるさととしあわせをあなたに

羽立北野団地の分譲受付中

緑が豊かに波うたれた環境のなかにマイホームを——これはマイホームづくりに夢を託している多くの人々の生活的な切実さをもつた、美しいねがいです。

地価の上昇や建築資材の高騰などきびしい経済状勢のなかにあって、多くの庶民の夢を実現する道は遠く、きびしさが増してきたおられます。

このようなきびしい状況のなかで、本町ではマイホームづくりの夢を実現させるために、住民のための温かい行政施策の一環として、昭和四十八年度から羽立北野に七二、六〇〇m²の分譲宅地を造成していましたが、このほど完成し、九月一日から分譲を開始することになりました。

そこに住む人々の新しいふるさととしあわせづくりが効果的に進められるように、街区、道路、水道、運動広場、集会所用地、駐車場など公共的な施設設備の整備に充分な配慮をしております。よりよい環境をつくり守り、育てあげることが、行政の、そしてそこに住んでいるすべての人々の責任であり、努力目標でなければなりません。それも長期的な展望にうらうちさることが大切ですので、本町の将来像である調和の秩序ある田園都市づくりのための秩序ある開発による「住民の生きがいを育てあげる行政施策」の一環として行つたものです。

そこに住む人々のふるさともしあわせも、明日へのエネルギーが沸き出てくるような家庭環境、地域環境であればあるほど、よりすばらしい実を結ぶことになりますので、この分譲団地は住んでみてよかつたと思えるよう全員のエールアウェイブトにより意を用いてあります。通勤通学の便、静かさ、緑の美しさなど快適な生活をねがう人々に心から喜んでいただけの団地です。

坪当り

八千五百円／一万一千五百円

申し込みは九月一～十日まで

通の便には恵まれております。

分譲地は二田駅から徒歩で約十五分程度で大崎部落との中間

点にあり、西に昭和四十八年から計画的に建設を進めている塩

口北野町當住宅団地があり、東

に果樹園地帯、南北には広大な

美田地帯をひかえた緑の美しい

静かなところです。小・中学校

までは田園のなかの通学路を徒

歩で約十五分、保育所へは約十

分（実際は通園バス利用のため

三分程度）、役場や医院などま

で約十五分程度のところにあり

ます。

分譲区画は

団地の幅員は幅が一二〇メートル、長さ八〇〇メートルの長方形で、分譲区画数は一七〇区

画、七二、六〇〇平方メートルです。一区画の面積は、一番大

きいところで五七一平方メートル（一七二坪）、一番小さいと

ころで三〇七平方メートル（九三坪）です。標準区画は四三二平方メートル（一三〇坪）になりますが、これは画一的な街区

づくりではなく、楽しい変化をもたらすこと異なる必要面積の要望に応えるためのもので

す。

水道施設など完備

団地内は幹線が七メートルか

ら六メートル、支線が四メート

ルの舗装済みの道路網で区画さ

れおり、定期バス路線である

第一次農免道路（塩口線）と昭和四十八年度から整備中の第二次農免道路が接続縦走しており交

分譲価格は

五段階に

その他の公共施設用地として運動公園、四一〇三平方メートル、運動場、六三五四平方メートル、児童公園、二一八三平方メートル、集会所用地、五〇八平方メートル、駐車場、水源地用地などが確保されており、

楽しく、豊かなコミュニティ活動が進められるような配慮がなされています。

幹線道路ぞいには植栽などの計画もあり、緑のなかの、多くの人々から求められる住宅団地としてのレイアウトがなされています。

この分譲宅地事業はマイホームづくりの夢をもながら、地価の高騰などで用地取得が難しくなってきている今日、安く、より整備された土地を福祉的な感覚で公共投資によって提供するために行われたものです。

分譲価格は三・三平方メートル（坪）当り、A地区が一万一五千円、B地区が一万一千円、C地区が一萬円、D地区が九千五百円、E地区が八千五百円の五段階に区分されております。

これは公共事業ですので、民間デベロッパーが行う分譲宅地の地価と比較することはできませんが、マイホームづくりの夢を大きく育てあげる魅力のある

せんが、マイホームづくりの夢

を大きく育てあげる魅力のある

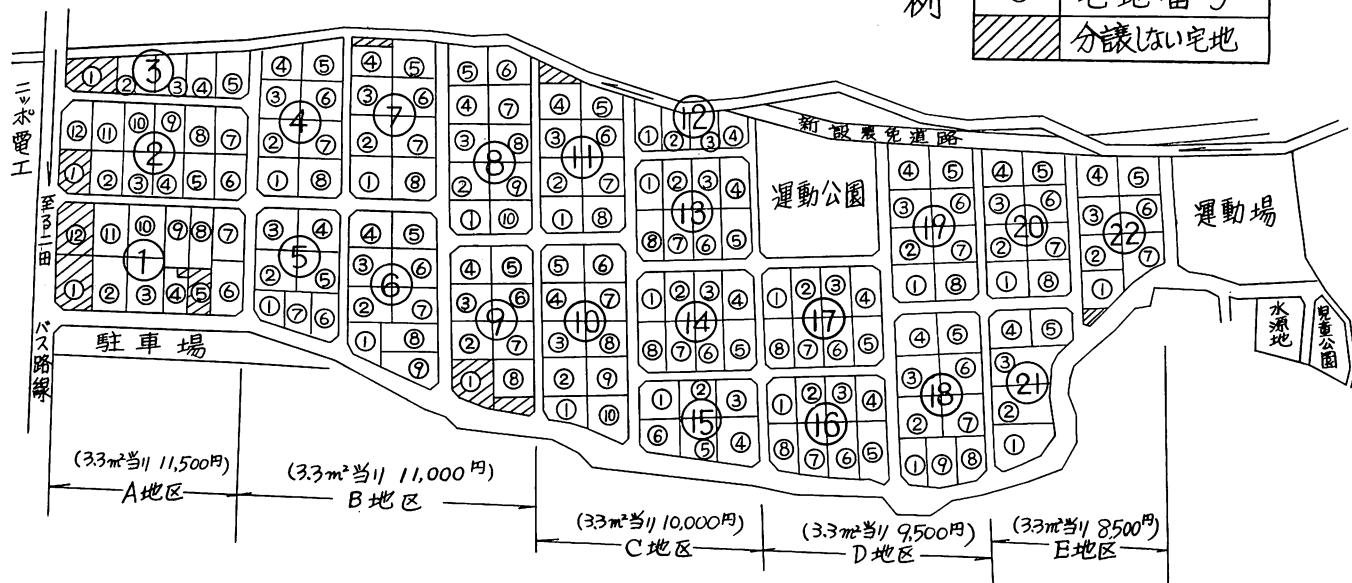
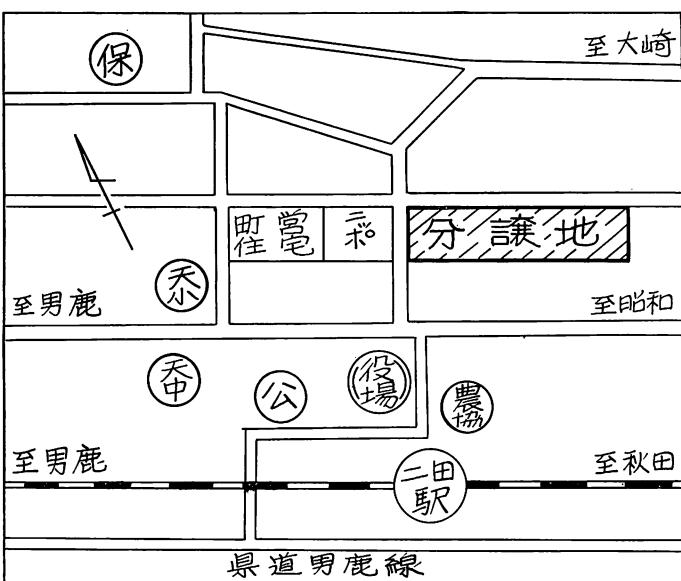
価格です。

十パーセント 契約金は

申し込みをされる方は案内図をよくご覧のうえ、街区（地区など）、必要面積にあわせた区画などを選定され、九月一日から九月二十日までに役場建設課に申し込み書を提出してください。

分譲宅地案内図

記号	説明
⑤	街区番号
③	宅地番号
斜線	分譲しない宅地



土地売買の届出

、人々がそこで心地よい参加の開拓を、土地の有償譲渡および取得については、公有地拡大推進法、秋田県自然保護条例、秋田市利用法などにもとづいて、届け出の義務があります。

なつております。この義務を怠りますと法によって罰せられることがありますと、いろいろな視点から充分検討になりますので、ご注意が必要です。

これは都市計画区域についてのもので、公有地の計画的な確保をはかり、公共施設等の整備を効率的に進めるために、民間の取引きに先立ち、地方公共団体等に土地の買取りの協議、すなわち買取りの第一次的な交渉権（先買取制度）を与えるとするものです。

この買取りの協議は所有者からの届出のあった日から起算して三週間以内に行われるることになりますが、地方公共団体等から買取り協議の通知があつた場合は、その通知のあつた日から起算して三週間以内は他に有償譲渡をしてはならないことにな

つております。ただし、届出をしてから三週間を経過しても、買取り協議の地方公共団体等がない場合は、その時点で所有者の意志による譲渡が行われても差しつかえないことになります。

土地の買取り価格については公示価格を基準にして算定した価格ということになりますが、公示価格が公示されていない場合は、近傍類似の取引価格や買取る土地の状況などを勘案して算定した正常な取引価格で買取ることになります。有償譲渡の届出をするときは地目、権利者の住所、氏名、土地の位置や形状を明らかにした図面を添付して、市町村長を経由して県知事あてに提出することになります。届出書の必要な方や詳細な問い合わせは役場企画室へ。

六メートル以上
街区の大きさは、おおむね短辺が十メートルから五十メートル、長辺が百メートルから百五十メートルまでとし、一区画の面積は百六十五平方メートル以上で、画一化をさけるような配慮をすることになります。

道路の幅員は幹線および区画街路は六メートル以上を確保することが必要ですし、縦断勾配は六ペーセント以下でなければなりません。横断勾配は舗装の場合で二ペーセント以下、その他は三～五ペーセントまでにすることになります。

路面はアスファルトまたはコンクリートで舗装し、表層の厚さは六センチメートル以上でなければなりませんし、表面水を

とくに生活排水の処理については、大きな問題ですので、町当局だけではなく、水路の管理者との協議を求めるなど、総合的な検討をすることになります。

既設の水道から給水をうける場合は水道管理者との協議を求めるることは当然ですが、事業者が直接、簡易水道および専用管道事業を行なう場合であっても管理上の問題をも含めて協議をすることになります。

消防施設については、消火栓の設置や防火貯水槽用地の確保などを中心に協議することになりますが、それに対する費用負担などについても検討することになります。防火貯水槽は街区になります。防火貯水槽は街区の位置、個所などいろいろな角度から検討することになります。

この要綱にもとづいて協議が成立したものについては、協定書を作成することになります。県に対して事業主が各種の届出が必要な場合は、町の同意書に、この協定書を添付することになります。

この要綱は法令に規定のあるもの以外は、本町で行われる宅地開発が秩序をもつたものであり、将来の展望にたつたものであったりたいがためのものでありますので、信義と誠実のうえについて事業主のご理解とご協力を得たいと思います。

この天王町宅地開発事業等に関する協議要綱の内容および運営などについての詳しいお問い合わせやご意見は天王町役場企画室企画係までおねがいいたしま

青く澄んだ空と清らかな水と
豊かな緑の生活環境を先達から
受け継いだときよりも整備をして、
後世に引き継ぐことは、現
代に生きる人々の、もつとも大
切な課題であります。

豊かさを求める必要ですが、その過程で、あるいはその結果として、環境が破壊され人々の生活が息苦しくなるのであれば、それは眞の豊かさではなく、むしろ後世に対する罪悪感ですらあります。

まず最初に、そこにやすらかな暮らしがあるということを大切にする必要があります。そのうえに、すべての開発が志向されなければなりません。

本町は「住民参加の開発」を旗印に、まず、人々がそこでハ

行政指導を強めております。
本町は大規模工業開発地帯の
中心的な背後地として、伸び
く可能性をもっていますが、調
和のとれた産業の発展によつて
活気に満ちあふれ、自然環境に
恵まれた田園都市づくりに重き
をおいて、整備、開発をすすめ
る方向にあります。
とくに、宅地開発については
行政サイドはもとより、民間資
本による造成であつても、将来
の展望にたつた秩序のある、調
和のとれたものでなければなりません。
いかなる開発であつても、いろ
いろな視点から充分検討し

悔いを残さないような価値あるものに高められたものでなければなりません。

その施策の一環として、町では行政指導のための協議要綱を策定しております。

千平方メートル 以上に適用

この協議要綱は単なる規制が目的ではなく、むしろ宅地造成に将来の展望をもつた秩序をもたらせ、住みよい集落形成をはかろうとするものです。

この要綱は都市計画区域に限らないで、本町全域にわたって適用することになりますが、面

区域にあっては都市計画法に基づき認定されていける同意および協議が先だつ事前協議として取り扱うとともに、県または町の優良住宅地および優良住宅の認定をうけけるものについては、この要綱を適用しないことになりますが、町との開発計画についてのみ協議をすることになります。

また、千平方メートル以下の開発行為であつても、そのことによつて関連公共施設を整備する必要があると認められるものについては、この要綱を適用することになります。

必要があります。

宅地開発の場合は、とくに公園、広場、集会用地など公共的な点が薄くなることが予想されますので、都市計画法に定められている基準に、すべての地域を準じさせて整備をするよう協議を求めるとともに、折角設けられた用地を活用する際の安全度を高めるために、自動車の交通量のはげしい道路に接する場合は柵や生垣を設けるようにすることになります。

秩序ある宅地開発を 環境整備のための協議要綱

積は千平方メートル以上の造成をする者に限られます。ただし千平方メートル以上であっても當利が目的でなく、単なる自己の居住用の住宅などの建設の場合は、この要綱を適用しないことがあります。

有効に排水できるよう、側溝はコンクリート製U型二百四十ミリ以上、街梁は三百ミリ以上のものを使用することになります。道路が袋路状になる場合は車両がUターンできるような幅員五メートル以上で、長さ十メートル以上の転回広場を設ける

の構成と密接な関係がありますし、現実に緊急に整備する必要がありますので、充分に意を用いることになります。